

所在地区分について

1. 現行の所在地区分

甲地：都の特別区の存する区域及び人口50万人以上の市(札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市)の区域

乙地：市の区域で甲地以外のもの

丙地：町及び村の区域

2. 現行の所在地区分の考え方

- ◇ 道路占用料は、道路の価格(土地の価格等)等を基礎として算定されており、地価が地域により異なることから甲、乙、丙に3区分。
- ◇ 現行甲地の人口50万人以上による区分は、人口と地価との関係に着目。



所在地区分を定めるに当たって考慮すべき点

- ① 各区分内における市区町村間の地価水準の格差
- ② 占用申請者等にとって申請箇所がどの所在地区分に該当するか明確であること
- ③ 簡便で分かりやすく、事務が繁雑にならないこと

3. 所在地区分の検討に当たっての課題

- (1) 合併等により町村が市となり、所在地区分が丙から乙に変更となった場合、当該変更となった町村の道路価格が、乙の占用料単価に反映されないにもかかわらず、乙の単価を適用することとなっている。
- (2) 甲地の対象市区町村は、政令において限定列挙されているため、市町村合併等により甲地の人口規模に該当する市となった場合には、その度に政令改正することとなる。

現行甲地及びその他人口50万人以上の市に係る人口等

	政令指 定都市	人口(千人)		固定資産税評価額(円/㎡)		
		国勢調査	住民基本台帳	宅地	商業地	
現行甲地 (23区+20市)	東京都23区		8,490	8,274	315,816	1,321,059
	札幌市	○	1,881	1,869	43,874	118,772
	仙台市	○	1,025	998	42,659	133,623
	千葉市	○	924	905	54,093	151,696
	船橋市		570	570	79,893	134,261
	川崎市	○	1,327	1,294	119,768	164,316
	横浜市	○	3,580	3,544	117,161	268,762
	相模原市		629	653	91,622	173,399
	浜松市	H19.4.1予定	804	787	33,298	73,971
	名古屋市	○	2,215	2,145	90,306	219,867
	京都市	○	1,475	1,393	111,900	265,680
	大阪市	○	2,629	2,506	159,116	355,829
	堺市	○	831	830	65,645	99,926
	東大阪市		514	494	87,026	144,885
	神戸市	○	1,525	1,499	76,339	249,456
	岡山市		675	660	36,031	51,482
	広島市	○	1,154	1,141	70,586	297,381
	北九州市	○	994	990	40,385	121,938
	福岡市	○	1,401	1,352	80,621	222,224
	熊本市		670	663	47,718	132,614
鹿児島市		604	602	52,902	189,207	
現行乙地	さいたま市	○(H15.4.1)	1,176	1,173	93,041	283,149
	八王子市		560	537	77,478	274,017
	新潟市	H19.4.1予定	785	805	30,654	51,304
	静岡市	○(H17.4.1)	701	713	67,917	90,132
	姫路市		482	533	39,879	66,422
	松山市		515	514	53,524	108,113

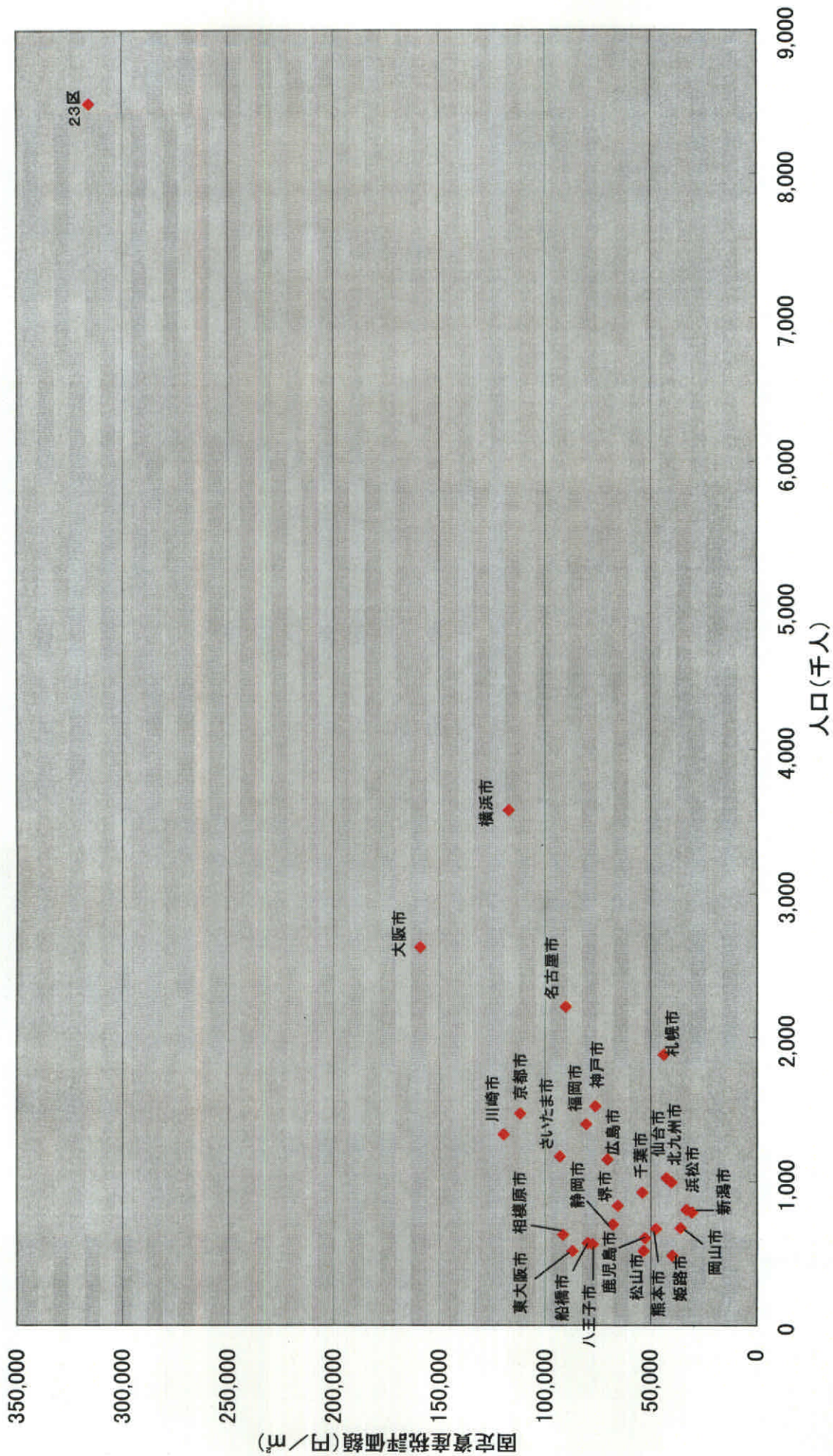
※「国勢調査」欄は、「平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在) 第1次基本集計結果」(総務省)によるもの。

※「住民基本台帳」欄は、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成18年3月31日現在)」(総務省)によるもの。

※「宅地」欄は、各市及び都における「平成18年度固定資産の価格等の概要調書」第2表「宅地」計によるもの(平成18年1月1日現在の市区におけるもの)。

※「商業地」欄は、各市及び都における「平成18年度固定資産の価格等の概要調書」第4表「商業地区」計によるもの(平成18年1月1日現在の市区におけるもの)。

東京都23区及び人口50万人以上の市の分布



※人口は、「平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在) 第1次基本集計結果」(総務省)による。
 ※固定資産税評価額は、都及び各市における「平成18年度固定資産の価格等の概要調査」第2表「宅地」計による。